

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 12 日現在

機関番号：32681

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730492

研究課題名（和文）

裁判員裁判の評議において裁判員の適正かつ実質的な発言を促進する要因の検討

研究課題名（英文）

Facilitating factors of substantive in Saiban-in deliberation

研究代表者

荒川 歩（ARAKAWA AYUMU）

武蔵野美術大学・造形学部・専任講師

研究者番号：90452135

研究成果の概要（和文）：本研究では、裁判員裁判で、裁判員が適正にその役割を発揮することを促進する要因を検討することを目的とした。そのために、2つの模擬評議実験を含む4つの調査を行った。その結果、(1)早い段階での役割の説示が強い影響を与えること、(2)統計的に有意ではないが、物語的弁論よりも裁判員が主張する際に足場となるような論理や情報を含む弁論が有効な可能性が示唆された。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to examine the factors concerning saiban-in's appropriate participation in deliberation. We conducted 4 studies including 2 mock deliberations. The results suggest that (1) instruction before the trial has effects on saiban-in and that (2) (small effect and statistically non significant but) argument containing logics for the basis of saiban-in's claim may be effective rather than narrative argument.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 21 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
平成 22 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
平成 23 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：心理学

科研費の分科・細目：社会心理学

キーワード：社会心理学・刑事法学・法と心理学・裁判員裁判

## 1. 研究開始当初の背景

## (1) 学術の対象としての裁判員評議

2009年5月21日から裁判員制度が施行される。欧米諸国においては、陪審員/参審員についての実証的な研究は、主要な研究テーマの1つであり、多くの著名な研究が存在するが(Hastie, 1993; Vidmar & Hans, 2007)、日本での研究はまだ少なく、手探りの状態が続いている。裁判員制度は、実施3年後の2012年に見直しが行われることが決まっており、その見直し時期に向けて、実証的なデータに基づいた提言をまとめることが必要である。

また、様々な立場の人が協働して合意形成を行う裁判員評議の場は、社会的な必要性だけにとどまらず、さまざまな問題を社会科学に対して突きつける、学術的にも興味深い場でもある。

## (2) 裁判員制度の抱える課題1：発言の困難

この裁判員制度は、一般市民である裁判員と裁判官とが協働して、事実認定・刑の適用・量定を行う制度であり、市民の常識を司法に反映させることが制度の目的の一つとなっている。しかし、裁判官と裁判員の思考

形式(大河原, 2006; 荒川, 2007)や、判断基準(Finkel, 1989, 1995; Spackman, Belcher, Cramer, & Delton, 2006; 荒川, 2008 社心大会論文集)は、異なっていることが指摘されており、実際の裁判官が参加した評議の分析においても、証拠調べ等公判においては物語形式で思考していた裁判員が、評議に際して論理実証形式で思考するように求められることが明らかになっている(荒川, 2008 日心・小講演)。すなわち極端に言えば、物語形式で思考してきた裁判員は、この評議の場において法曹のように思考することが求められる。これは、現行制度において、裁判官が、判決に理由を書かねばならないという限界に起因するものであり、単に「裁判員が話しやすい環境を作りましょう」といった努力では解消し得ない問題である。このような限界のため、自分の考えをこの様式に変換できない裁判員は、発言できない、あるいは自分の考えは不適切だと感じるという問題が生じる。これが、正当性勢力(Casper, & Zeisel, 1972; 杉森・門池・大村, 2005)として機能すると思われる。このように、裁判員が自分の常識を伝えられないのであれば、そもそもの制度の意義が危ぶまれる。

### (3) 裁判員制度の抱える課題 2 : 不適切性

この問題が複雑なのは、裁判員の考えを常に尊重すればよいと言うわけではない点である。たとえば、荒川・河野(2009)は、殺人事件で精神疾患による責任能力が争われている事案において、裁判員が、法律を無視し、責任能力の有無にかかわらず被告人を有罪にしようと主張する事例を報告している。このような場合に、「裁判員の考えを尊重して、今回は、責任能力を問わず有罪にします」とは言えず、裁判員の考えを、(裁判員の主体性を損なわないように、)ある程度正しい方向に導く必要がある。その際、単に不適切だから駄目というのではなく、①最低限の共通の認識を事前に共有することで評議内において決めることのできる範囲を明確化した上で、②不適切であると裁判員自身が感じるものについても発言を促して議論の俎上にのせる必要があるだろう。

## 2. 研究の目的

本研究では、裁判員が実質的・適切に評議に参加するために必要な下記の2つの要素を明らかにすることを目的としている。

(1) 分析的な裁判官との評議において、裁判員が、その思考形式を損なわず、議論可能な形式で発言することを促進する要因

(2) 裁判員の不適切な考えを低減する要因

## 3. 研究の方法

(1) 質問紙調査、(2) シナリオ調査、

および(3) 模擬評議を用いて、前述の検討すべき要因を明らかにする。

## 4. 研究成果

### (1) 質問紙調査(パーソナリティ心理学会で報告)

目的 裁判員の役割がどのように認知されているかを探索的に調査する。

調査協力者：大学生 82 名。

調査時期：2010 年 12 月

手続き：心理学関係の授業で質問紙を配布した上で、調査協力の依頼を行ない、協力同意者にも質問紙の提出を求めた。質問紙は、2つの質問項目から成った。質問1では、「あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。」と裁判所の平成20年の調査の各項目について、不安の評価を求めた。質問2では、「あなたは、現在の裁判員裁判で裁判官、裁判員とは、どのような役割が期待されていると思いますか?」と自由記述で回答を求めた。

結果と考察 裁判員の役割についての自由記述を、KJ法(川喜田, 1967)に倣ってまとめた(図1)。また表1には、記述の具体例および本調査で得られた度数を示した。得られた度数が最も多かったラベルは「一般人の代表」であったが、他に「普通の一般人ではなく、それ以上の役割を担って働くというイメージ(強化された市民としての裁判員)」や、「裁判官とは違う意見を述べる人というイメージ(深めるための多様性を示す者としての裁判員)」、「そこで制度を学んだり、責任を分散させたりと言った二次的な役割を担う人というイメージ(周辺者としての裁判員)」があった。そして、この内、「強化された市民」として裁判員を捉えている人に比べ、「深めるための多様性を示す者としての裁判員」として裁判員を捉えている人は、裁判員との議論に不安を感じている比率が高い傾向にあった( $\chi^2=2.951, p<.10$ )。これらの結果は、市民が裁判員について複数の異なるイメージを持っている可能性と、その役割認知が裁判員になることに対する敷居の高さや不安と関連している可能性を示唆する。また、今後は、役割認知の差異が判断に及ぼす影響についても検討する必要がある。

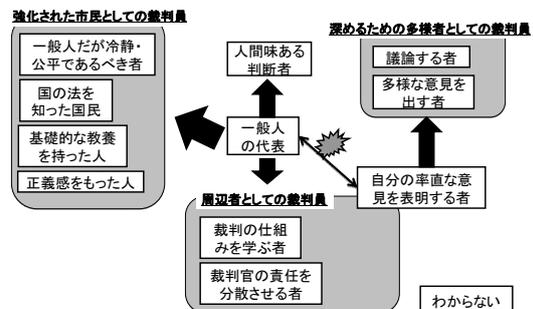


図1 裁判員の役割の自由記述のKJ法の図

表 1 裁判員の役割についての自由回答のラベルと具体例

ラベル(一部略称)	件 具体例
一般人の代表	13 一般人の感覚を持っている人が意見を出すこと
一般人だが冷静・公平	5 冷静に、民間人としての正しい判断を下すこと
国の法を知った国民	1 国の法をした国民の判断
基礎的な教養	1 基礎的な教養
正義感をもった人	1 正義感
裁判の仕組みを学ぶ	3 実際に人を罰するとはどういうことが自覚してもらう
裁判官の責任分散	1 裁判官の責任を少しでも多く分散させる役割
自分の素朴な意見	6 自分の立場からの意見を正直に言うこと
多様な意見を出す者	4 素人ならではの率直な意見や善悪の価値観に対する幅広い認識
議論する者	2 積極的に話し合いに参加すること
人間味ある判断者	5 原告・被告に対してある意味冷徹ともいえるほどクールな専門家に対して、もっと人間的な言い分(社会の声?)を言う役割があると思う。

(2) シナリオ実験(アメリカ法社会学会にて報告)

**目的** 裁判員の役割についての説明が裁判員の反応に与える影響について明らかにする。

**実験参加者** 大学生 95 名

**手続き** 心理学関連の授業時間内に、実験の手法を理解する目的のなかで行われた。提出は任意であり、提出しなくてもならん不利益はないことが口頭で説明され、その上で提出した 95 名が分析の対象となった。

**事案** 心神喪失による無罪が主張されているシナリオであった。

**質問紙** 後述する説示、および事案を読んだ上で、有罪か、心神喪失による無罪かのどちらかを選択することが求められた。

**実験操作** 質問紙は 3 種類あり、一つの質問紙ではシナリオの前に市民が裁判に参加する意味を強調されており(市民性強調条件)、もう一つでは単なる一個人ではなく、裁判員として裁判に関わる必要性が強調されており(裁判員性強調条件)、また最後の質問紙ではこれらに関する記述がなかった(強調無し条件)。参加者はこの 3 種の質問紙のどれか一つに回答した。

**結果と考察** 図 2 は、それぞれの条件に於いて、有罪、無罪と判断した人の割合を示したものである。 $\chi^2$  検定を行った結果、市民性強調条件と裁判員性強調条件は、強調無し条件に比べて無罪と判断する傾向が強いことがわかった( $\chi^2(2) = 6.1, p < .05$ )。しかし、市民性強調条件と裁判員性強調条件の間には有意な差は認められなかった。このことは、市民としての役割にせよ、裁判員としての役割にせよ、市民の意識を変化させる影響力を

持っていることを示している。

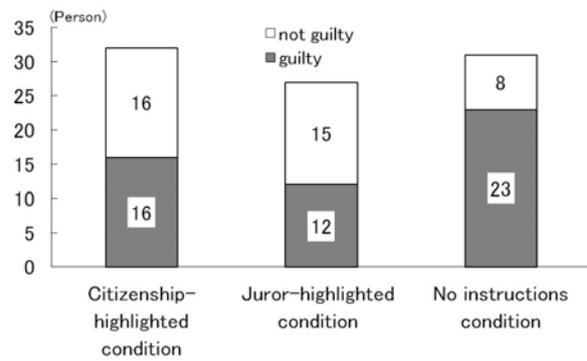


図 2 役割についての説示が有罪無罪判断にあたる影響

(3) 模擬評議実験 1 (日本社会心理学会にて報告)

**目的** 裁判員が評議内で自分の意見を、その思考形式を損なわず、議論可能な形式で発言することを促進する要因の候補として、弁護人の弁論の形式の影響について検討する

**実験参加者** 大学生 36 名が裁判員として模擬評議実験に参加した。参加者は 4 人一組になり、法科大学院の卒業生 1 名の裁判官役とともに、合計 9 つの評議体を形成した。

**手続き** 各評議体では、事案が書かれたシナリオを読んだ後、それをもとに評議を行った。評議は、議論が出尽くしたと裁判官が判断したところで終了した。終了して裁判官が退席した後に、評議・評決の満足度に関するアンケートとインタビューが実施された。

**事案** 事案は正当防衛の成否が争点になっている殺人事件であった。

**実験操作** 実験的に操作するのは、弁護人の弁論の内容であり、物語的に被告人にとってその攻撃が正当防衛として感じられていたと主張した「物語条件」、論理的に被告人の個々の行動が正当防衛に該当する可能性を主張した「論理条件」、そして両者の文言を含んだ「物語+論理条件」の 3 種を用いた。

**結果と考察** 一つの評議体(評議体 9)で急迫性が認められ、正当防衛による無罪、他の評議体では、急迫性が認められず、有罪となった。表 2 は、意見の分布の変遷を示したものである。サンプルの数が少ないが、①どの条件でも評議前の意見分布に差が無い。また、②評議体 9 を除いて、評議後にも差があるとはいえない。③評議体 9 の結果は、一事例のみであるため、弁論の形式の影響ではなく、偶然にすぎない可能性がある。これらの結果は、弁護人の弁論の形式が与える影響が小さいことを示唆するが、実際に弁護人の弁論の形式が影響するか否かを検討するには、他のシナリオにおいても検討する必要がある。

表2 正当防衛事案において弁護人の弁論の形式が意見の分布の変遷に与える影響

条件	評議体 No	評議前→評議後 (正当防衛/非正当防衛/未定)
物語	評議体1	2/2/0→1/3/0
	評議体2	2/1/1→0/4/0
	評議体3	1/3/0→0/4/0
論理	評議体4	2/2/0→1/3/0
	評議体5	1/1/2→1/3/0
	評議体6	1/3/0→1/3/0
論理・物語	評議体7	1/1/2→0/4/0
	評議体8	1/3/0→1/3/0
	評議体9	3/1/0→3/1/0

(4) 模擬評議実験2 (社会言語学会にて報告)

**目的** 殺意の有無が争われている事案において、弁護人の弁論の形式の影響を検討する。

**調査参加者** 大学生 24 名が裁判員役として参加した。参加者には謝金が支払われた。

**手続き** 裁判員役4名と、裁判官役の法科大学院の卒業生1名からなる評議体が、合計6評議体が構成された。各評議体では、後述のシナリオを読んだ後、裁判官役を中心に評議を行った。なお、評議体は、物語的に裁判員に訴えかける形式の最終弁論が含まれたシナリオを提示される条件(物語群)と、それに法的な論理(構成要件)を加えた形式の最終弁論が含まれたシナリオが提示される条件(物語+論理群)のどちらかに、それぞれ3評議体ずつ割り当てられた。評議は、裁判官役の裁量で進行し、十分な議論が行われたと裁判官役に判断されたところで終了した。評議の終了後、裁判員役には質問紙が配布され、記入することが求められた。質問項目は、評議と評決の満足度、および評決の確信度とその理由であった。

評議の様子は、ビデオで録画・録音され、以下の分析に用いられた。

**事案** 老人ホームで行われた事件であり、殺意の有無が争われている事案であった。

**弁護人の弁論の操作** 物語群では下記のように、被告人の行動を物語的に理解可能することが可能であることが論じたシナリオを読んだ。それに対して、物語+論理群では、物語群の文のなかに、一般に殺意の認定に用いられる7つの基準、およびそれらを考慮しても、殺意はなかったと考えるのが適切だという主張が挿入されていた。

**結果と考察** すべての評議体において、殺意は認められた。評議時間は最も短いもので1時間14分であり、最も長いものが2時間16分であった。

表3は、各評議体において殺意ありと考えた人の数の変遷を表している。冒頭で殺意有と考えていた比率は、物語条件(41.7%)に対して、物語+論理条件(66.7%)の方が高かったが、統計的には有意ではなかった。

表3 殺意有りと考えた人の比率の変化

事前→事後	裁判官1	裁判官2	裁判官3
物語条件	2→4	2→2	1→3
物語+論理条件	3→3	3→2	2→2

**評議の構造の例** 表4は、ある裁判官役の物語+論理条件における評議の流れを示したものである。評議体によっては、このように、全体をオーガナイズせず、裁判員に自由に議論をさせる裁判体もあった。しかし同じ裁判官役の評議体の場合、物語条件でも、議論のテーマの変遷自体は、同じ流れであった。

表4 物語+論理条件における評議の流れの一例

1. 判断の基準の概説
2. 検察官の主張1「動機」の検討
3. 検察官の主張2「凶器の準備」の検討
4. 検察官の主張3「攻撃部位」の検討
5. 検察官の主張4「看護せず」の検討
6. 裁判官の提案「攻撃回数」の検討
7. 弁護人の意見の確認
8. 意見の最終確認
9. 変更の有無の確認

**裁判員/官が弁論に言及した回数と内容**

表5は、各評議体で裁判員・裁判官が弁護人の最終弁論に言及した回数を示している。同じ場面での同じ事象に対する発言は一回として計数した。裁判員が弁護人の最終弁論を参照する発言をすることは1つの評議あたり1.83回にすぎなかった。裁判員がシナリオ中で最も言及するのは、事実に関する部分であった。検察官側の論告を参照するかどうかは、裁判官役の評議運営に依存した。

表5 裁判員/官が弁護人の最終弁論に言及した回数

(員/官)	裁判官1	裁判官2	裁判官3
物語条件	4/4	1/0	0/2
物語論理条件	1/3	3/6	2/5

表6は、弁護人の最終弁論に言及するパターンとその例をまとめたものである。表6から、裁判員は、「弁護人ストーリーのリアリティの評価」、「弁護人の主張の確認」、「弁論に含まれていた法的基準の参照」の3つの場面で裁判員が弁護人の最終弁論に言及していることが読み取れる。しかし、そもそも数が少ないことから、裁判員は、事実部分に重きを置き、弁論部分が評議に与える影響は限られるといったほうが正しいであろう。

このように、陪審研究で認められたような、弁論が評決や評議に与える直接的な影響は本研究では認められなかったが、その理由の一つとしては、本研究がもとにした裁判員制度では、裁判官のリードのもと、事実認定が行われることがあると思われる。

他方で、弁論の効果として認めるべきものもある。弁論に含まれていた「弁論に含まれていた法的基準の参照」は、物語+論理条件にのみ見られた特徴であった。1つの評議体でしか認められなかったが、このほかの評議体では、裁判官役が先に、この基準について話していた。よって、このような判断材料の提供は、評議にある程度の影響を及ぼすといえるだろう。

表6 弁護人の弁論に言及するパターン(言い淀みは削除)

弁護人ストーリーのリアリティの評価(他4件)

- 「弁護人側の威嚇的な意味、目的、威嚇する目的で常に持ち歩いていたというのも、すごく納得できるし。」(裁判官1：物語+論理条件)
- 「この弁護人の主張、何だろう、『ぼう然と立ち尽くしていた』とか妥当な、何か妥当？妥当？なんなんですかね。」(裁判官1：物語条件)
- 「弁護人の主張で『お酒を飲んで気が大きくなった際に、友人に前で見栄を張るために言ったものだ』って言って主張してるけど結局、犯行の3日前にナイフを買ったってというのはどうなんだろう。」(裁判官2：物語+論理条件)

弁護人の主張の確認(他1件)

- 「ナイフは脅すために買ったってことなんですかね。弁護人の言ってることは。」(裁判官2：物語+論理条件)

弁論に含まれていた法的基準の参照(他1件)

- 「その殺意、あった、七つの考慮する通例であるということ。まあ、一つめの、傷の場所っていうのは、本当に心臓近くであって、(一部略：引用者)で、この7点から見ると、総合的に言って、僕は、今は殺意があったんじゃないかと思えます。」(裁判官3：物語+論理条件)

評決、確信度と満足度の評議体による違い  
評議後に行われた質問紙を分析した結果、評決の正しさと評議の満足度( $ts(22) < 0.84$ , n.s.)については、条件間で有意な違いは認められなかったが、評決に対する満足度については有意傾向( $d(22) = 1.77$ ,  $p < .10$ )が認められ、物語+論理群のほうが、物語群よりも高い傾向にあった。

評議の内容のテキストマイニングによる分析  
議論内容を検討するために、テキストマイニングソフト Textorva (荒川・佐藤, 2012) を用いて、分析を行った。裁判員が用いた一般名詞について分析を行った結果、最も少ない裁判員で28回、最も多い裁判員で574回一般名詞を使っていた。裁判員ごとに、一般名詞の頻度を算出したところ、複数の人にある程度使われていた名詞は、「被告人」、「ナイフ」、「殺意」、「自分」、「気持ち」、「合理」であった。そこで、それぞれの裁判員ごとに当該名詞の出現率を算出し、さらに条件ごとに平均値を算出した。各名詞の出現率に条件差があるかどうかを検討するために、名詞ごとにt検定を行ったところ、選定した名詞すべてにおいて、条件間で出現率に有意差は認められなかった( $ts(22) < 1.26$ , n.s.)。

まとめ  
陪審研究では弁論が評議に与える影響を指摘していた。しかし、本研究の結果、評決、議論の内容から、その影響を認めることはできなかった。他方で、有意ではないが、冒頭で殺意有と考えていた比率は25%も異なっていた。より多くの評議体を積み重ねれば、弁論が心証形成に与える影響が統計的に認められる可能性はある。

しかし、その影響の方向は弁護人の主張とは逆の方向であるし、また評決やテキストマイニングの分析から、どちらにせよ、その心証は、評決や議論に影響するものではないといえる。弁護人の主張は、その主張から切り離され、裁判官の法的な論理の免疫として機能するのではなく、判断の際に用いる思考枠組み、すなわち論理実証モードを駆動した。McCullough(2007)は、比較解説形式の最終弁論が影響する理由として、検察の物語に挑戦する性質を持つことを指摘しているが、裁判官の進行によって両者の物語は解体され、物語を除いた事実関係だけから新たな物語が作られたためだと考えられる。

ただし、弁論が評議に効果を与えるか否かは事案や弁論に依存する。そのため、影響がないとするにはさまざまな事案・弁論を試す必要があるだろう。

(5) 全体のまとめ

本研究では、裁判員が実質的・適切に評議に参加するために①分析的な裁判官との評議において、裁判員が、その思考形式を損なわず、議論可能な形式で発

言することを促進する要因、②裁判員の「不適切な」考えを低減する要因を検討することを目的とした。

裁判員の「不適切な」考えを低減する要因について、シナリオ実験を行った結果、事前の十分な説明と役割の提示は、裁判員の行動に影響し、「不適切な」考えを低減する可能性があることが示された。

また、裁判員がその思考形式を損なわず議論可能な形式で発言することを促進する要因として、本研究では、特に弁護人の弁論の形式に注目し、その効果について検討した。しかし、①陪審研究とは異なり、本研究の結果は、弁論が評決に与える影響は大きくない可能性を示した。②ただし評議前の判断について模擬評議実験2では、統計的には有意ではないが、条件間で差が見られた。③しかし、それは評議内であり引用されていなかったことから、それが裁判員の発言に与える影響は限られていると考えられる。また、弁護人の主張は裁判官の法的な論理の免疫として機能するのではなく、分析的な思考モードの駆動に影響する可能性がある。このことは、物語+論理条件のほうが、満足度が高かったことから支持される。本研究だけから、裁判員が、その思考形式を損なわず、議論可能な形式で発言することを促進する要因を明示することはできない。しかし、物語的よりも、論理的判断材料の提供が結果的に裁判員の発言を強化するために用いられる可能性はあるだろう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 荒川歩・河野直子, 精神障害・刑罰についての知識が責任能力判断における理由づけに与える影響 法社会学, 査読有, 71巻, 2009, 104-124.

[学会発表] (計12件)

- ① 荒川歩・河野直子 裁判員の役割についてのイメージの研究 日本パーソナリティ心理学会第21回大会, 2012/10/06, 鳥取大学
- ② 荒川歩 模擬評議場面における弁論の影響 テキストマイニングによる分析から社会言語科学会第23回大会 2012/03/11 桜美林大学
- ③ 荒川歩 模擬評議場面における弁論の影響 ～ 弁護人の最終弁論への言及頻度とその内容 ヒューマンコミュニケーション基礎研究会 2012/01/20 ウィンク

あいち

- ④ 荒川歩 評議における合意の形成過程—ルールと直観が矛盾する場合 パーソナリティ心理学会第20回大会 2011/09/04 京都光華女子大学
- ⑤ 荒川歩 弁論の構成が裁判員の評議に与える影響 日本社会心理学会第51回大会, 2010/09/18, 広島大学
- ⑥ Ayumu Arakawa/Naoko Kawano The effects of the timing of judges' instructions on the verdicts of jurors. 27th international congress of Applied psychology, 2010/7/11-16, Melbourne, Australia
- ⑦ Ayumu Arakawa Effect of instruction for the role of Saiban-in on their verdict. 2010 Annual meeting of the law and society association, 2010/05/29, Chicago, USA
- ⑧ Ayumu Arakawa Current Status of the Saiban-in System and an Experimental Study of Juror Satisfaction. The 1st Joint Seminar Between HIRC21(Toyo University) & IAPR(Hallym University), 2010/05/22, 東洋大学
- ⑨ 荒川歩 裁判員の役割の説示時期が裁判員の発言に与える影響 法社会学会, 2010/05/09, 明治大学
- ⑩ 荒川歩 Textorva の開発と評議分析への応用 日本質的心理学会, 2009/09/13, 北海学園大学
- ⑪ Ayumu Arakawa Current status of the Saiban-in system and an experimental study of juror satisfaction Inaugural East Asian Law and Society Conference, 2010/02/05, University of Hong Kong
- ⑫ 荒川歩 裁判員の役割がどのように捉えられているかと裁判員の判断の関係 法と心理学会, 2009/10/25, 國學院大學

[図書] (計3件)

- ① 荒川歩 文化書房博文堂 法と心理学 (安齊順子・小島秀吾(編) 犯罪心理学), 2010, 7
- ② 荒川歩 朝倉書店 陪審員の判断 (越智啓太・藤田政博・渡邊和美(編) 法と心理学の事典), 2011
- ③ 荒川歩 福村出版 法と性格 (日本パーソナリティ心理学会(編) パーソナリティ心理学ハンドブック), 印刷中

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

荒川歩 (ARAKAWA AYUMU)

武蔵野美術大学・造形学部・専任講師

研究者番号：90452135